

鳥取市議会建設水道委員会会議録

会議年月日	令和3年4月14日（水曜日）		
開 会	午前11時7分	閉 会	午前11時26分
場 所	市役所本庁舎7階 全員協議会室		
出席委員 (8名)	委員長 雲坂 衛 副委員長 勝田 鮮二 委 員 荻野 正己 前田 伸一 岡田 信俊 太田 縁 山田 延孝 吉田 博幸		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局長補佐 米田亜希子 議事係主事 田中 真一		
出席説明員	【水道局】 水道事業管理者 武田 行雄 副 局 長 西垣 昭宏 次長兼総務課長 川戸 敏幸 料 金 課 長 渡辺 寛存 料金課課長補佐 佐々木 基 経営企画課広報係長 前田 恵一		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前11時7分 開会

【水道局】

◆雲坂 衛委員長 ただいまから、建設水道委員会を開催します。本日は、水道局の報告を受けることとしております。

まず初めに、武田水道事業管理者に御挨拶いただいた後、人事異動で替わられた方には、自己紹介をいただきたいと思います。その後、報告に入りたいと思います。

○武田行雄水道事業管理者 はい。

◆雲坂 衛委員長 はい、武田水道事業管理者。

○武田行雄水道事業管理者 はい。おはようございます。ただいま雲坂委員長のほうから御案内ありましたように、水道局報告第2号ということで、総務企画委員会のほうで、鳥取市債権管理に関する条例第7条に基づきます放棄した債権につきまして報告はなされておりますが、この建設水道委員会では、私ども水道局の債権の内容について、改めて詳細の説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○川戸敏幸次長兼総務課長 次長兼総務課長の川戸と申します。よろしくお願いたします。

○前田恵一経営企画課広報係長 経営企画課広報係長の前田といたします。よろしくお願いいたします。

報告第2号放棄した債権の報告について（説明・質疑）

◆雲坂 衛委員長 それでは、報告第2号放棄した債権の報告についてを御説明ください。渡辺課長。

○渡辺寛存料金課長 はい。料金課長の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第2号放棄した債権の報告につきまして、鳥取市債権管理に関する条例の規定によりまして、水道料金債権の放棄の報告について御説明をさせていただきます。

まず、1番目の水道料金について、(1)概要についてであります。水道料金は、安全で良質な水の安定供給と水道事業の健全な経営を維持するため、水道使用者の方から、使用水量に応じまして水道料金を徴収しております。しかしながら、生活困窮者で滞納金の完納が見込めない者をはじめ、破産により資力回復が困難な者、無届け転出等による所在不明な者などが存在する状況でございます。

(2)債権の種類は、私債権でございます。私法上の契約に基づく債権になります。

(3)時効期間は、水道料金につきましては2年とされておりましたが、令和2年4月1日に、民法の一部を改正する法律が施行されまして、施行日以後に給水契約を締結した水道料金債権につきましては、時効期間5年が適用されることになりました。なお、改正民法の施行日前に給水契約を締結している水道料金債権につきましては、引き続き時効期間2年が適用されますので、両者が混在することになります。

なお、水道料金は、私法上の契約に基づく債権であるため、時効により債権を消滅させるためには、債務者の時効の援用、簡単に申し上げますと、時効であることを意思表示すること、これが時効の援用になります。この時効の援用が必要になります。

(4)根拠等につきましては、鳥取市水道事業給水条例、(5)納付義務者は、水道使用者本人となります。

2番目、債権放棄の内容についてですが、滞納金につきましては、督促状や催告状の送付はもとより、訪問徴収、給水停止処分などを実施しまして、早期回収に努めているところでございます。今回の報告につきましては、水道料金債権のうち、特に回収が困難と認められる18件につきまして、鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項の規定により、債権の放棄を行ったものであります。

3番目の債権放棄調書でございますが、次のページ、別紙1を御覧いただきたいと思います。この表は、債権放棄調書になります。このたび債権放棄を行いましたものは、全て鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項第4号に該当する事由のもので、表の下に、条例の条文を一部抜粋して記載しております。条文を読み上げますと、破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項、その他の法令により、債務者がその債権につき責任を免れたときの事由に当たりません。

表を御覧ください。債権の件数は18件で、債権の額の合計は29万8,737円となります。18件全て債務者の破産免責が確定したことにより、水道料金債権の放棄を行ったものでございます。

次のページを御覧いただきたいと思います。この表は、債権放棄調書の個表となります。表の左側に番号をつけておりますが、1番～18番までの18件につきまして、放棄した債権の額、債権発生年度等をそれぞれ記載しております。一番右、備考欄に記載しておりますが、債務者は18件全て個人の方で、今年3月31日付で債権放棄を行っております。

以上で、説明を終わります。

◆雲坂 衛委員長 はい。御説明を受けました。

委員の皆様から質疑等はございますか。はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 参考までに、元年と昨年の分、ちょっと見てたんですけども、今回、4号が、全て18件、18件が全て4号だということなんですけども、過去に3号適用って、居所不明だということ、特に元年は9件ほどあったのかな。これは去年が1件になって、今年はなしということなんですけども、これは何か努力をされたのか、整理されて、特に元年度9件もあったってということなんですけども、今回はゼロになってると。そういう経過ってどうか、何かこの数の変化は、そういう努力があったんかどうか、ちょっと教えてほしいなと思いました。

◆雲坂 衛委員長 はい、渡辺課長。

○渡辺寛存料金課長 はい。荻野委員の質問にお答えいたします。結論からいいますと、結果的にこうなったということにならざるを得ないんですけども、確かに、徴収努力のほうは、重ねておりますので、未収金の回収のほうは、早期回収のほうに努めてございます。

今回、今年度債権放棄を行いますものにつきましては、居所不明がなかったと。なかなか居所不明という位置づけも、なかなか、いろいろちょっと本当におられなくなったのかとか、おっても、すごく遠方におられるとか、あっ、それは居所不明でございませぬね。実際のところ、あんまり、昨年も1件でございました。この方は、最終分の清算分が未納になって、その後居所不明になって、もう回収の見込みがないことから債権放棄させていただいたということで、今年度につきましては、その居所不明がなかったということでございます。

◆雲坂 衛委員長 そのほか、委員の皆様から質疑等はございますか。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。債務者が、この個表を見ますと、債務者が個人で、この事由が破産免責ということなんですけども、基本的なことをちょっとお伺いしたいんですけども、個人の方が自己破産をされて、様々な債権というのが消滅するんでしょうけども、この破産された方っていうのは、同じ住居、住所でこれからも生活していかれると思うんですけども、その破産後のこの水道の料金の徴収というのは、どういった形になっているのかお伺いします。

◆雲坂 衛委員長 はい、渡辺課長。

○渡辺寛存料金課長 はい。御質問にお答えいたします。一般的にですと、まず、破産手続の開始手続というのを裁判所に起こされるわけですけども、それが手続されまして、裁判所のほうでそれが認められて、後日、その破産免責の許可っていうのが出ます。そうすると、その手続の開始まで遡って、それより前の債権は、もう結局、請求することができなくなってしまいま

す。その免責より、免責というか、手続の開始日まで遡りましたので、それ以降のものにつきましては、通常どおり一般の債権ということで請求することができまして、実は、この中、何人か、現在も水道を使用される方がいらっしゃいます。その方につきましては、未納なく料金のほうは徴収させていただいております。たまたま、その手続の開始前の債権につきましては、もう請求することはできないということで、このたび、ちょっと放棄のほうをさせていただいているというところでございます。

◆雲坂 衛委員長 はい、前田委員。

◆前田伸一委員 はい。大体理解できたんですけども、言えば、個人の方が生活していかなきゃいけませんので、水道を利用しながら、その分については水道局のほうで徴収を働きかけていくっていいですか、しながら、何ていうんですか、生活していただくとような考え方なんですかね。分かりました。はい、いいです。

◆雲坂 衛委員長 はい。そのほかなければ。よろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 では、以上で水道局の報告を終わります。執行部の皆様は御退席ください。

管内視察について

◆雲坂 衛委員長 はい。それでは、その他の管内視察に入ります。このたび正副委員長でお配りしております建設水道委員会管内視察案のとおり、管内視察を計画いたしました。お配りしております建設水道委員会管内視察案のとおり、管内視察を実施することとしてよろしいでしょうか。

前回の委員会で頭出しをして、委員長一任ということでありましたけれども、それに沿って、皆様にも3月の閉会日までに案を受け付けておりましたけれども、御提出がなかったもので、このようにつくらせていただきまして、また次に行かれないところが出てきたら、その都度、コロナの状況を見ながらでいいのかなと思っております。皆さん、よろしいですかね。

◆山田延孝委員 1点だけ。

◆雲坂 衛委員長 はい、山田委員。

◆山田延孝委員 最初のこの因幡環境整備ですね。これは、場所は用瀬の本社ということですか。

これはどこ、因幡環境、例えば、若葉台にも施設がありますし、いろいろある。どこですか。

◆雲坂 衛委員長 はい。では、自分のほうから。そうです、美成です。用瀬の美成のその会社の敷地内にある施設を回って見るというようなことです、はい。

◆山田延孝委員 はい、分かりました。

◆雲坂 衛委員長 そのほかよろしいですか。

（「車ですか」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 そうですね、はい。一応、この今回案で上げたのが全てオーケーになった関係で、小型バス1台で、勉強会にするか正式な管内視察にするかで、ばらばらに到着してもあれですんで、バス1台で、二十何人乗りで、1人1シートずつっていいですか、2席ずつ使え

るような感じで乗れるバスを想定して、5月6日時点ですね、前日までで警報が発令されてなければ実施と。もし警報が発令されていれば、無理に行く必要はないのかなと思っております。

キャンセル料については、天候とかそういった、このコロナでということであれば、キャンセル料を取っていないというバス事業者がありましたので、もうぎりぎりの、ゴールデンウィーク明けがこの6日です、その日の朝、判断しようかなと思っております。

皆さん、よろしいですか。はい、前田委員。

◆前田伸一委員 前回の分科会だったのか、委員会だったか、ちょっと忘れたけど、分科会長報告だったですかね、下水道等施設包括的管理委託業務の透明性っていいですか、その辺の、たしか意見が出てたと思うんですけども、この因幡環境と、昼からの下水道部、この施設見学っていうのは、そうした観点での見学っていうことになるんでしょうか。

◆雲坂 衛委員長 はい。その想定で、委員長報告を勘案して入れています。おっしゃるとおりですね、はい。

◆前田伸一委員 この包括的管理委託業務っていうものは、多岐にわたると思うんですけども、この処理場の運営だとか、あと、管路の何っていうんですか、修繕であるとか、様々あると思うんですけども、今回は、この処理場の、この因幡環境も、下水道部のほうも、この処理場の運営といいますか、何ちゅうの、機械がどういうふうに通いとるか、動かすとるかどうかみたいなイメージなんですか。

◆雲坂 衛委員長 想定では、例えば、14時30分からの秋里では、見学しながら、4業者21億円という包括委託もあったので、下水道部のほうからも、そういった積算根拠とか、全体の計画で、これがどういう委託内容になってるのかとか、その分科会長報告で、皆さんと煮詰めた分がありますよね。そのことについても、ここで説明しながら見学もしようと思っております、はい。よろしいですかね。

◆前田伸一委員 はい、分かりました。

◆雲坂 衛委員長 はい。では、ほかに、もしあればですね。

◆荻野正己委員 ちょっと。

◆雲坂 衛委員長 どうぞ、はい、荻野委員。

◆荻野正己委員 株式会社まるにわというのは、駅前周辺の取組についてというか、何かここは、特別なことをやられるから行くということなんかなと思って。

◆雲坂 衛委員長 はい。有本課長とですね、有本課長、中心市街地活性化の担当課長と話をし、駅前周辺の第3期計画でしたかね、委託がされるというようなことで、それを実際しているような方にも来ていただくのと、あとは大丸で、これ場所が、大丸の5階に研修室があって、鳥取大丸で研修を受けた後に、まるにわさんが、2日前に内覧会したゲストハウスみたいなのところがあって、そこも見れたらかなと思っております。まるにわというのは、大丸の中に、屋上ですかね、でやられたり、バード・ハットのところでされたり、これまで駅前周辺の活性化に取り組まれた事業者なので、事業者が集まるまちづくり会社という認識でおりますけれども、そこの方に、齋藤さんという方ですかね、来ていただこうかなと思っております。

もし、ほかに質問があったら、この終わった後、これ、議事録に残るので、こういったことでおおむねよければ、ここで御確認いただいて、もし質問があれば、事務局なり、私なり回答させていただこうかなど。また希望があれば、次に向けてまたストックしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、そのように決めさせていただきます。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆雲坂 衛委員長 はい。

では、以上で建設水道委員会を終了します。お疲れさまでした。

午前11時26分 閉会

令和3年第3回鳥取市議会臨時会 建設水道委員会

令和3年4月14日（水）総務企画委員会終了後

本庁舎7階 全員協議会室

水道局

1. 報告

報告第2号 放棄した債権の報告について

2. その他

管内視察について